

令和7年4月1日

貸切バス事業者の皆様へ

一般社団法人 北陸信越貸切バス適正化センター
会長 佐々木 桐子

令和7年度適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法について

平素より、当センターの適正化事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法につきまして、別紙の内容で北陸信越運輸局長より認可を受けましたので、皆様には追って個別にご通知させていただきます。

当該負担金につきましては、当センターの適正化事業の運営に必要となる経費に基づき算出したものであり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、負担金の算出方法は以下のとおりです。

【負担金の算出基礎】

負担金の額は、事業者割、営業所割及び車両割により算出し、それぞれの負担割合は「2：4：4」とした。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 事業者総数（令和7年2月1日現在） | 223者 |
| ② 営業所総数（令和7年2月1日現在） | 290営業所 |
| ③ 車両総数（令和7年2月1日現在） | 2,623両 |
| ④ 事業活動必要額（繰越金充当後） | 29,170,475円 |

【負担金単価の算出方法】

- 1 事業者当たり：④ × 20% ÷ ① = ⑤ …… 26,170円
1 営業所当たり：④ × 40% ÷ ② = ⑥ …… 40,240円
1 車両当たり：④ × 40% ÷ ③ = ⑦ …… 4,450円
〈10円未満切り上げ〉

【各事業者の負担金の額】

- ⑤ + (⑥ × 当該事業者の営業所数) + (⑦ × 当該事業者の車両総数)

令和7年度 負担金の額及び徴収方法

一般社団法人 北陸信越貸切バス適正化センター

1 負担金の額（単価）

- ① 1事業者当たり （令和7年4月～8年3月）… 26,170円
- ② 1営業所当たり （令和7年4月～8年3月）… 40,240円
- ③ 1両当たり （令和7年4月～8年3月）… 4,450円

2 負担金の徴収方法

（1）負担金の請求

上記1の負担金の額（単価）を基に、算出基準日（令和7年2月1日現在）の各事業者の営業所数及び車両数により算出した額を事業者ごとの負担金とし、これを期首において請求します。なお、事業者が分割納付を希望した場合は後期分を令和7年9月以降に請求します。

（2）新規許可・事業計画の変更に伴う負担金の請求

年度途中に新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末までの負担金を、年度途中に適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置した場合については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末までの負担金を請求します。

（3）負担金の納付

上記（1）、（2）により算出した1カ年分の負担金の一括納付になります。

ただし、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を前期・後期に分割して納付することができます。

（4）負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算については下表のとおりです。

事業廃止、許可取消・失効	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併、相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・適正化機関の管轄区域内のすべての営業所を廃止し、 当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(5) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。(請求日より1か月後)

ただし、天災その他負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、納付期限を延長する場合があります。

(6) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下、「法」という）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

ただし、法第43条の15第6項及び法施行規則第34条の10第3項の規定により、天災その他負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の納付を免除する場合があります。